

兵庫県公報

平成31年3月29日 金曜日 第17号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則（人事課）	2
○ 財務規則の一部を改正する規則（会計課）	7
告 示	
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程（人事課）	7
訓 令	
○ 決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令（人事課）	9
○ 行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令（同）	15

公布された法令のあらまし

●行政組織規則等の一部を改正する規則（規則第22号）

平成31年度の事務執行体制の整備を図るため、本庁及び地方機関の組織、事務分掌及び職制について所要の整備を行うこととした。

1 行政組織規則の一部改正

(1) 本庁の局、課及び室の組織改正

ア 企画県民部

- (イ) 企画県民部に新庁舎整備室を、同室に新庁舎企画課及び新庁舎整備課を設置する。
- (ロ) 企画県民部地域創生局県政150周年記念事業課を廃止する。
- (ハ) 企画県民部地域創生局地域遺産課を同局地域資源課に再編する。
- (ニ) 班の再編その他規定の整備を行う。

イ 健康福祉部

班の再編その他規定の整備を行う。

ウ 産業労働部

規定の整備を行う。

エ 農政環境部

班の再編その他規定の整備を行う。

オ 県土整備部

班の再編その他規定の整備を行う。

(2) 附属機関の改正

規定の整備を行う。

(3) 地方機関の組織改正

ア 県立工業技術センター金属新素材研究センター準備室を廃止し、同センターに金属新素材研究センターを設置する。

イ 課の再編その他規定の整備を行う。

(4) 職制の改正

ア 本庁の組織の長として設置する職に新庁舎整備室長を追加する。

イ 本庁の組織に設置することがある職に部参事（整備担当）等を追加するとともに、部参事（周辺整備担当）等を廃止する。

ウ 県民局又は県民センターの組織に設置することがある職に収税室長及び課税室長を追加するとともに、税収対策参事を廃止する。

エ 地方機関の組織の長として設置する職に金属新素材研究センター所長を追加する。

オ その他規定の整備を行う。

- (5) 臨時に置く組織及び職の改正
規定の整備を行う。

2 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書の
主要な職員に関する規則の一部改正

病院局の職制の変更に伴い、規定の整備を行う。

◎財務規則の一部を改正する規則（規則第23号）

- 1 歳出予算の効率的な執行を図り、事務の円滑な実施に資するため、歳出予算の執行の分任を受けた部局長
による当該分任に係る歳出予算の流用について、所要の整備を行うこととした。
- 2 行政組織規則及び人事委員会事務局組織規則の一部改正に伴い、出納員に充てられる職の職名等について
所要の整備を行うこととした。
- 3 地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割に係る徴収金を歳入歳出外現金として保管すること
とし、歳入歳出外現金の整理区分について所要の整備を行うこととした。

規 則

行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第22号

行政組織規則等の一部を改正する規則

(行政組織規則の一部改正)

第1条 行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「に掲げる局」の右に「、新庁舎整備室」を加え、同項の表企画財政局の款税務課の
項中「システム・管理班 個人住民税特別対策班」を「システム・管理班」に改め、同款新行政課の項中「改
革推進班」を「運営班」に改め、同表管理局の款職員課の項中「福利厚生・共済班 年金班」を「共済・年
金班」に改め、同款の次に次のように加える。

新庁舎整備室	新庁舎企画課	企画班
	新庁舎整備課	整備班

第5条の2第1項の表専門職大学準備室の款中「法人班」を「管理班」に改め、同表地域創生局の款県政
150周年記念事業課の項を削り、同款地域遺産課の項中「地域遺産課」を「地域資源課」に、「地域遺産班」
を「地域資源班」に改める。

第7条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条第2項に次の2号を加える。

- (5) 当せん金付証票に関すること。
- (6) 自主財源の確保に関する企画及び総合調整に関すること。

第10条第1号中「行財政構造改革」を「適切な行財政の運営」に改める。

第14条第4号中「及び本庁舎周辺施設」を削る。

第2章第1節第4款中第16条を第15条の2とし、同条の次に次の款名及び2条を加える。

第4款の2 新庁舎整備室

(新庁舎企画課の事務)

第15条の3 新庁舎企画課においては、新庁舎及び周辺地域の再整備に関する事務（新庁舎整備課の所掌に
属するものを除く。）をつかさどる。

(新庁舎整備課の事務)

第16条 新庁舎整備課においては、新庁舎及び周辺地域の再整備に関する主として技術に係る事務をつかさ
どる。

第16条の6第6号及び第7号を次のように改める。

- (6) エネルギー対策に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。

(7) エネルギー対策に関する行政の総合調整に関すること。

第16条の6中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第16条の9を次のように改める。

第16条の9 削除

第16条の10中第8号から第10号までを削り、第11号を第8号とする。

第16条の11(見出しを含む。)中「地域遺産課」を「地域資源課」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 過疎地域の自立促進に関すること。

第16条の11に次の2号を加える。

(3) 辺地に係る公共的施設の総合整備に関すること。

(4) 離島振興対策に関すること。

第21条第1項の表障害福祉局の款障害福祉課の項中「障害施設整備班 身体・知的障害福祉班 精神障害福祉班」を「障害福祉基盤整備班 身体・知的障害福祉班」に改め、同款ユニバーサル推進課の項中「障害者就労支援班 ユニバーサル政策班」を「障害者就労支援班」に改め、同条第2項の表障害福祉課の款いのち対策室の項中「いのち対策班」を「精神障害福祉班」に改める。

第28条第1項第10号から第13号までを削り、同項第14号中「、精神保健福祉センター、兵庫県こころのケアセンター」を削り、同号を同項第10号とし、同項第15号を同項第11号とし、同項第16号中「障害者支援課」を「ユニバーサル推進課」に改め、同号を同項第12号とし、同条第2項中「自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の施行に関する事務(他課室の所掌に属するものを除く。)」を「次に掲げる事務」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の施行に関すること(他課室の所掌に属するものを除く。)

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の施行に関すること(他課室の所掌に属するものを除く。)

(3) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)の施行に関すること。

(4) 精神保健福祉士を養成する施設に関すること。

(5) アルコール慢性中毒者(精神障害者を除く。)の保健指導に関すること。

(6) 精神保健福祉センター及び兵庫県こころのケアセンターに関すること。

第37条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

第40条中第23号を第24号とし、第15号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 外国人の就労に関すること。

第47条第1項の表農林水産局の款水産課の項中「漁政班」を「漁政班 豊かな海づくり大会推進総務班 豊かな海づくり大会推進事業班」に改める。

第56条第1項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 全国豊かな海づくり大会の開催に関すること。

第56条の7第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「グリーンエネルギー対策」を「再生可能エネルギー対策」に改め、同条中同号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 気候変動への適応に関すること。

第56条の8第8号中「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係るの推進に関する法律(平成21年法律第82号)の施行」を「海岸漂着物等の処理等海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全」に改める。

第57条第1項の表まちづくり局の款公園緑地課の項中「特定プロジェクト班」を「特定プロジェクト班 記念事業班」に改める。

第58条第1項中第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)に基づく地域福利増進事業に係る特定所有者不明土地の使用の裁定及び土地収用法(昭和26年法律第219号)の特例に関すること。

第58条の5第6号中「(昭和26年法律第219号)」を削り、同条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく地域福利増進事業に関すること（特定所有者不明土地の使用の裁定を除く。）。

第58条の6第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 自転車の活用の推進に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。

第65条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(ロ) 花みどりフェアの開催に関すること。

第65条の5中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

第70条第1項中「局（）」の右に「新庁舎整備室、」を加える。

第71条の表行財政構造改革審議会の項中「行財政構造改革審議会」を「行財政運営審議会」に、「行財政構造改革の推進に関する条例（平成20年兵庫県条例第43号）による行財政構造改革の推進」を「行財政の運営に関する条例（平成30年兵庫県条例第40号）による適切な行財政の運営」に改め、同表医療審議会の項中「第71条の2第1項」を「第72条第1項」に改め、同表健康づくり審議会の項中「重要事項」の右に「及びがん対策推進条例（平成31年兵庫県条例第15号）によるがん対策の推進に関する重要事項」を加え、「及び当該」を「並びにこれらの」に改める。

第72条の4及び第73条の表丹波県民局の項中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。

第75条第1項の表神戸県民センターの款中「県民課」を「県民・産業振興課」に改める。

第81条の表丹波県税事務所の項中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。

第83条の表神戸県税事務所の項中「収税第1課 収税第2課」を「収税課」に改める。

第84条の表丹波健康福祉事務所の項、第87条の5の表丹波農林振興事務所の項、第87条の10第2項の表丹波農林振興事務所の款、第87条の11第2項の表丹波農林振興事務所の項及び第87条の13第1項の表丹波土木事務所の項中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。

第87条の16第1項の表加古川土木事務所の項中「港湾課 復興事業課」を「港湾課」に改め、同表新温泉土木事務所の項中「用地課」を「用地課 浜坂道路用地対策課」に改め、同表養父土木事務所の項中「河川砂防課」を「河川砂防第1課 河川砂防第2課」に改め、同条第4項中「明石事業課」を「明石事業第1課及び明石事業第2課」に改める。

第87条の19第1項中「4課」を「5課」に、

「港湾整備課」

を

「港湾整備課

高潮対策推進課」

に改める。

第93条第2号中「及び県行政」を「、県行政」に改め、「連絡通報」の右に「及び県への移住の促進」を加える。

第107条の表研修広報部の項中「企画研修課」を「指導調整課 学習交流推進課」に改め、同表相談事業部の項中「相談調査課 指導課」を「相談調査課」に改める。

第108条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 事業者の指導及び処分に関すること。

第108条第2項第5号を削る。

第130条の表丹波保健所の項中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。

第131条の4の表中央子ども家庭センターの項中「明石市 洲本市」を「洲本市」に改め、同表川西子ども家庭センターの項中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。

第134条中「看護部」を「看護・介護部」に改める。

第135条第2項中「看護部」を「看護・介護部」に、「及び看護師」を「、看護師及び介護福祉士」に改める。

第136条の4第2項の表但馬食肉衛生検査所の項中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。

第209条第1項中「又は室」を削り、同項の表金属新素材研究センター準備室の項を削り、同条第3項中「及び室」を削り、「及び航空産業非破壊検査トレーニングセンター」を「、航空産業非破壊検査トレーニングセンター及び金属新素材研究センター」に改め、同条に次の1項を加える。

5 金属新素材研究センターの位置は、姫路市書写とし、金属新素材研究センターに、企画部及び研究部を置く。

第210条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、同条に次の1

課税室長	神戸県税事務所	課税に関する事務の企画立案に関する事務を処理する。
------	---------	---------------------------

に改め、同表主任徴収専門員又は徴収専門員の項を次のように改める。

主任税務専門員又は 税務専門員	県税事務所	県税に係る徴収、収納管理、課税調査、犯則調査等に関する事務その他の担当事務を処理する。
--------------------	-------	---

第384条の表主任課税調査専門員又は課税調査専門員の項及び主任軽油調査専門員又は軽油調査専門員の項を削り、同表主任食品安全専門官又は食品安全専門官の項の次に次のように加える。

主任農政推進専門員 又は農政推進専門員	農林振興事務所又は 農林水産振興事務所	農業の振興に関する事務その他の担当事務を処理する。
------------------------	------------------------	---------------------------

第384条の表主任技術専門員又は技術専門員の項中「又は土木事務所」を「、土木事務所、尼崎港管理事務所又は姫路港管理事務所」に改める。

第386条第3項の表航空産業非破壊検査トレーニングセンター所長の項の次に次のように加える。

金属新素材研究センター所長	県立工業技術センターの金属新素材研究センター	金属新素材研究センターの業務を管理する。
---------------	------------------------	----------------------

第387条第1項の表副所長の項組織の欄中「地方機関」の右に「、県立工業技術センターの金属新素材研究センター」を加え、同表主任精神保健福祉専門員又は精神保健福祉専門員の項の次に次のように加える。

主任動物愛護専門員 又は動物愛護専門員	動物愛護センター	動物の愛護に関する事務その他の担当事務を処理する。
------------------------	----------	---------------------------

第387条第1項の表主任農業教育専門員又は農業教育専門員の項の次に次のように加える。

主任畜産専門員又は 畜産専門員	家畜保健衛生所	畜産の振興及び家畜衛生の向上に関する事務を処理する。
--------------------	---------	----------------------------

附則第2条第1項の表県政150周年記念事業課の項を削り、同条第2項の表計画参事の項及び個人住民税特別対策官の項を次のように改める。

全国豊かな海づくり大会推進参事	農政環境部	平成32年 3月31日
県土安全参事	県土整備部	平成33年 3月31日

附則第2条第2項の表水道企画参事の項中「平成31年 3月31日」を「平成33年 3月31日」に改め、同表参事（特定プロジェクト担当）の項の次に次のように加える。

参事（花みどりフェア担当）	公園緑地課	平成34年 3月31日
---------------	-------	-------------

（地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則の一部改正）

第2条 地方公営企業法第39条第2項の知事が定める職に関する規則（昭和43年兵庫県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「ゲノム医療・臨床試験センター長」の右に「、総合診療センター長」を加え、「、リハビリテーション技師長」を削る。

（地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則の一部改正）

第3条 地方公営企業法第15条第1項ただし書の主要な職員に関する規則（昭和44年兵庫県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「ゲノム医療・臨床試験センター長」の右に「、総合診療センター長」を加え、「、リハビリ

リテーション技師長」を削り、「医事指導専門員」の右に「、栄養指導専門員」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中行政組織規則第72条の4、第73条の表、第81条の表、第84条の表、第87条の5の表、第87条の10第2項の表、第87条の11第2項の表、第87条の13第1項の表、第130条の表、第131条の4の表川西こども家庭センターの項、第136条の4第2項の表及び第232条の表の改正規定 平成31年5月1日
- (2) 第1条のうち、行政組織規則第58条第1項中第13号を第14号とし、第12号の次に1号を加える改正規定、同規則第58条の5第6号の改正規定及び同条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に1号を加える改正規定 平成31年6月1日



財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第23号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第21条に次の1項を加える。

- 5 第1項の規定による歳出予算の執行の分任を受けた部局長が第23条第3項の規定による当該分任に係る歳出予算の流用の決定をしたときは、当該決定に係る歳出予算の流用の金額については、第1項の規定による歳出予算の執行の分任があったものとみなす。

別表第1の1の部中「人事委員会事務局総務課」を「人事委員会事務局任用課」に改め、同表2の部中「企画研修課長」を「指導調整課長」に改める。

別表第5中

「

地方法人特別税	
---------	--

」

を

「

国税等払出金	地方法人特別税又は軽自動車税の環境性能割に係る徴収金
--------	----------------------------

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の財務規則第21条の規定は、平成31年度の歳出予算から適用し、平成30年度以前の年度の歳出予算については、なお従前の例による。

告 示

兵庫県告示第372号の3

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程

第1条 昭和38年兵庫県告示第1046号の2（地方機関の内部組織の位置等）の一部を次のように改正する。

別表第2業務所の款丹波県民局の項中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。

別表第3詰所の款児童相談所の項中「篠山市」を「丹波篠山市」に改め、同表事業所の款県民局及び県民センターの項中

「

中播磨県民センター 姫路土木事務所 生野ダム管理所	朝来市	
中播磨県民センター 姫路土木事務所 菅生ダム管理所	姫路市	
中播磨県民センター 姫路土木事務所 安富ダム管理所	姫路市	

」

を

「

中播磨県民センター 姫路土木事務所 生野ダム管理所	朝来市	
---------------------------------	-----	--

」

に改める。

第2条 平成16年兵庫県告示第476号の5（本庁の課、県民局及び県民センターの室及び事務所並びに県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の名称を定める規程）の一部を次のように改正する。

別表本庁の課に置く参事の部企画県民部の款管理局の項を削り、同部産業労働部の款政策労働局の項に次のように加える。

労政福祉課	就労支援参事
-------	--------

別表本庁の課に置く参事の部県土整備部の款まちづくり局の項中

「

公園緑地課	参事（特定プロジェクト担当）
-------	----------------

」

を

「

公園緑地課	参事（特定プロジェクト担当） 参事（花みどりフェア担当）
-------	---------------------------------

」

に改め、同表県民局及び県民センターの室及び事務所に置く参事の部神戸県民センターの款神戸県税事務所の項を削り、同部阪神南県民センターの款に次のように加える。

芦屋健康福祉事務所	健康参事
-----------	------

別表県民局及び県民センターの室及び事務所に置く参事の部北播磨県民局の款県民交流室の項の次に次のように加える。

加東健康福祉事務所	健康参事
-----------	------

別表県民局及び県民センターの室及び事務所に置く参事の部西播磨県民局の款県民交流室の項の次に次のように加える。

龍野健康福祉事務所	健康参事
-----------	------

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中昭和38年兵庫県告示第1046号の2（地方機関の内部組織の位置等）別表第2及び別表第3 詰所の款児童相談所の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。

訓 令

兵庫県訓令第2号

本 庁
地 方 機 関

決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令

(決裁規程の一部改正)

第1条 決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「局長（）」の右に「新庁舎整備室長、」を加える。

第6条第2項第7号中「局（）」の右に「新庁舎整備室、」を加える。

別表第1 企画県民部の部総務課の項知事決裁事項の欄中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、同部財政課の項知事決裁事項の欄4中「収入又は支出に関する」を「同項各号に掲げる経費の削減の」に改め、同欄に次のように加える。

18 当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定に基づき、当せん金付証票の発売の許可を総務大臣に申請すること。

別表第1 企画県民部の部財政課の項局長専決事項の欄4中「てい次繰越し」を「通次繰越し」に改め、同部税務課の項局長専決事項の欄2中「第97条及び第700条の43において準用する国税犯則取締法（明治33年法律第67号）第14条第1項の規定に基づき」を「第22条の28第1項の規定に基づき、ゴルフ場利用税又は軽油引取税に関する犯則事件について」に改め、「又は科料」を削り、同欄3中「第97条及び第700条の43において準用する国税犯則取締法第17条第1項の規定に基づき」を「第22条の29第1項の規定に基づき、ゴルフ場利用税又は軽油引取税に関する犯則事件について」に改め、同欄4中「第97条及び第700条の43において準用する国税犯則取締法第19条の規定に基づき」を「第22条の31の規定に基づき、ゴルフ場利用税又は軽油引取税に関する犯則事件について」に、「差押え」を「差押え等」に改め、同部人事課の項部長専決事項の欄3中「第7項」を「第6項」に改め、同項局長専決事項の欄5中「第252条の17第2項」を「第252条の17第3項」に改め、同欄12中「第7項」を「第6項」に改め、同部管財課の項局長専決事項の欄4中「第16条第2項」を「第16条第1項」に改め、同欄5中「第16条第3項」を「第16条第2項」に改め、同欄6中「第16条第4項」を「第16条第3項」に改め、同欄7中「第16条第5項」を「第16条第4項」に改め、同欄8中「第16条第6項、第7項又は第8項」を「第16条第5項から第7項まで」に改め、同部地域振興課の項部長専決事項の欄5から8までを削り、同項の次に次のように加える。

地域資源課	1 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第5条第1項の規定に基づき、過疎地域自立促進方針を定めること。 2 過疎地域自立促進特別措置法第7条第1項の規定に基づき、過疎地域自立
-------	--

		<p>促進都道府県計画を定めること。</p> <p>3 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第6項の規定に基づき、総合整備計画について当該市町に協力して講じようとする措置の計画を定めること。</p> <p>4 離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項の規定に基づき、離島振興計画を定めること。</p>	
--	--	--	--

別表第1企画県民部の部青少年課の項局長専決事項の欄2中「第35条第7項」を「第35条第12項」に改め、同欄4中「第58条」を「第58条第1項」に改め、同表健康福祉部の部社会福祉課の項局長専決事項の欄13中「法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例」を「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」に改め、同部医務課の項局長専決事項の欄35中「第9条第1項又は第2項」を「第9条第2項」に改め、同部疾病対策課の項局長専決事項の欄35中「又は特定物資の収用若しくは」を「特定物資を収用し、又は特定物資の」に改め、同部健康増進課の項局長専決事項の欄7及び8を次のように改める。

- 7 健康増進法第25条の8の規定に基づき、特定施設の管理権原者等に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告し、勧告に従わなかった旨を公表し、又は勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること。
- 8 受動喫煙の防止等に関する条例（平成24年兵庫県条例第18号）第18条第1項から第4項までの規定に基づき、施設管理者に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告し、勧告に従わなかった旨を公表し、又は勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること。

別表第1健康福祉部の部健康増進課の項局長専決事項の欄9を削り、同部薬務課の項局長専決事項の欄8中「第72条の4第1項」の右に「(国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第20条の5第18項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加え、同欄11中「第73条」の右に「(国家戦略特別区域法第20条の5第18項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加え、同欄14中「第75条第1項」の右に「(国家戦略特別区域法第20条の5第18項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加え、同欄中67を68とし、22から66までを23から67までとし、21の次に次のように加える。

22 国家戦略特別区域法第20条の5第21項第3号から第7号までの規定に基づき、国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業を行う薬局の登録を取り消すこと。

別表第1産業労働部の部労政福祉課の項局長専決事項の欄19から22までの規定中「障害者雇用支援センター」を「障害者就業・生活支援センター」に改め、同欄中23から26までを削り、27を23とし、28を24とし、29を25とし、同部経営商業課の項局長専決事項の欄4及び5中「第55条の18第5項」を「第58条第5項」に改め、「準用する」の右に「同法」を加え、同欄中6を削り、7を6とし、8から11までを7から10までとし、12を削り、13を11とし、14から41までを12から39までとし、同欄42中「第12条第14項」を「第12条第31項」に改め、同欄中42を40とし、43を41とし、同欄44中「第13条第4項」を「第13条第7項」に改め、同欄44を同欄42とし、同欄45中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同欄中45を43とし、43の次に次のように加える。

- 44 経営承継円滑化法施行規則第18条第1項の規定に基づき、特例後継者の変更に係る確認をすること。
- 45 経営承継円滑化法施行規則第18条第2項の規定に基づき、経営に関する計画の変更に係る確認をすること。

別表第1産業労働部の部経営商業課の項局長専決事項の欄46中「第17条第1項」を「第18条第3項」に改め、同欄47中「第17条第2項」を「第18条第4項」に改め、同欄48中「第18条第1項」を「第19条第1項」

に改め、同表農政環境部の部総合農政課の項知事決裁事項の欄1中「又は同意を求める」を「同意を得る」に改め、同項局長専決事項の欄2中「又は」を削り、同欄4中「第11条第5項」を「第11条第6項」に改め、同欄13中「第8条第4項」を「第8条第6項」に改め、同欄14を削り、同部農業経営課の項局長専決事項の欄3中「農業会議及び農業協同組合中央会」を「都道府県機構等」に改め、同欄28中「第43条第1項及び第3項」を「第41条第1項及び第3項」に改め、同欄40中「第17条の27第4項」を「第17条の36第4項」に改め、同部農林経済課の項局長専決事項の欄1中「組合の仮理事」を「一時理事若しくは監事の職務を行うべき者」に改め、同部農業改良課の項局長専決事項の欄10中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改め、同欄11中「特殊土じょう地帯対策審議会」を「国土審議会」に改め、同部畜産課の項局長専決事項の欄7及び8を次のように改める。

7 畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第10条第1項の規定に基づき、指定事業者を指定すること。

8 畜産経営の安定に関する法律第13条第1項又は第2項の規定に基づき、指定事業者の指定を解除すること。

別表第1農政環境部の部林務課の項局長専決事項の欄中37を39とし、27から36までを29から38までとし、26の次に次のように加える。

27 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第19条第1項又は第27条第1項の規定に基づき、経営管理権について裁定すること。

28 森林経営管理法第36条第1項及び第2項の規定に基づき、民間事業者を公募し、及び公表すること。

別表第1農政環境部の部水産課の項局長専決事項の欄5中「第28条第2項」を「第27条第2項」に改め、「合併」の右に「若しくは分割」を加え、「認定する」を「通知する」に改め、同欄9中「第65条第6項」を「第65条第7項」に改め、同欄10中「第67条第4項」を「第67条第3項」に改め、同欄11中「第67条第5項」を「第67条第4項」に改め、同欄12中「第67条第12項」を「第67条第11項」に改め、同欄28中「組合の仮理事」を「一時理事若しくは監事の職務を行うべき者」に改め、同欄39から41までを次のように改める。

39 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「漁災法」という。）第105条第1項の規定に基づき、漁獲共済に係る水域又は区域を定めること。

40 漁災法第118条第1項の規定に基づき、養殖共済に係る単位漁業区域を定めること。

41 漁災法第125条の3第1項の規定に基づき、特定養殖共済に係る区域を定めること。

別表第1農政環境部の部水産課の項局長専決事項の欄中42を削り、43を42とし、44から59までを43から58までとし、同部自然環境課の項局長専決事項の欄中7を削り、8を7とし、9を8とし、8の次に次のように加える。

9 自然公園法第9条第2項の規定に基づき、国定公園に関する公園事業を決定すること。

別表第1農政環境部の部鳥獣対策課の項局長専決事項の欄25中「第4条第5項（同条第9項）」を「第4条第6項（同条第10項）」に改め、同部水大気課の項知事決裁事項の欄29中「汚濁」の右に「、土壌の汚染」を加え、同項局長専決事項の欄8中「第27条第4項」を「第27条第3項」に改め、同欄29中「第22条第3項」を「第43条第3項」に、「同法第16条の規定に基づく指導及び助言、同法第19条の規定に基づく勧告及び命令並びに同法第20条第1項の規定に基づく報告及び立入検査」を「同条第1項の規定により読み替えて適用される窒素酸化物等総量削減法第32条、第35条、第38条、第39条又は第41条第1項から第4項までの規定による措置を執るべきこと」に改め、同欄32中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改め、同欄42中「土壌汚染対策法」の右に「第3条第8項又は」を加え、同欄46中「第7条第1項」の右に「、第2項又は第4項」を加え、「汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示する」を「汚染除去等計画の提出を指示し、若しくは命じ、又は汚染除去等計画に記載された実施措置の変更を命ずる」に改め、同欄47中「第7条第4項」を「第7条第8項」に、「指示措置等」を「実施措置」に改め、同欄50中「第12条第4項」を「第12条第5項」に改め、同部温暖化対策課の項知事決裁事項の欄に次のように加える。

4 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条の規定に基づき、地域気候変動適応計画を定めること。

別表第1農政環境部の部環境整備課の項知事決裁事項の欄8中「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」を「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改め、同表県土整備部の部総務課の項知事決裁事項の欄2中「第16条第1項」を「第16条」に改め、同項局長専決事項の欄に次のように加える。

3 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第13条第1項、第19条第3項、第32条第1項及び第37条第3項の規定に基づき、土地使用权等の取得等について裁定すること。

4 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第23条第1項の規定に基づき、裁定（同法第22条第1項の承認を除く。）を取り消すこと。

別表第1 県土整備部の部道路企画課の項局長専決事項の欄11中「一般電気事業者、特定電気事業者及び第1種電気通信事業者」を「一般送配電事業者、特定送配電事業者及び認定電気通信事業者」に改め、同部道路街路課の項局長専決事項の欄1中「第50条第5項」を「第50条第7項」に改め、同欄3中「付帯工事」を「附帯工事」に改め、同部道路保全課の項局長専決事項の欄1中「第7条第3項」の右に「（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄2中「又は第10条第3項」を「（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）」に改め、同欄3中「第7条第5項（）」の右に「同法第10条第3項及び」を加え、「又は第10条第3項」を削り、同欄4中「第7条第6項（）」の右に「同法第10条第3項、」を、「第19条第3項」の右に「、第19条の2第3項、第20条第4項」を、「第54条第3項」の右に「、第54条の2第3項」を加え、「又は第10条第3項」を削り、同欄9中「第19条第2項」の右に「（同法第54条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄21中「又は廃止」を削り、同欄中21を25とし、20を24とし、同欄19中「第4条」を「第4条第1項」に、「構造改良計画」を「地方踏切道改良計画」に改め、同欄中19を23とし、16から18までを20から22までとし、同欄15中「指定区域」を「指定区間」に改め、同欄中15を19とし、11から14までを15から18までとし、同欄10中「国道」を「県が負担する道路」に改め、同欄中10を14とし、9の次に次のように加える。

10 道路法第19条の2第2項（同法第54条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、共用管理施設の管理の方法等の裁定を国土交通大臣に申請すること。

11 道路法第20条第3項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、兼用工作物の管理の方法等の裁定を国土交通大臣に申請すること。

12 道路法第31条第2項の規定に基づき、鉄道との交差の方法等の裁定を国土交通大臣に申請すること。

13 道路法第48条の17第2項の規定に基づき、重要物流道路の指定等について協議に応じ、同意すること。

別表第1 県土整備部の部河川整備課の項局長専決事項の欄10中「又は第4項」を削り、同欄13中「、湖沼又は海岸」を「又は湖沼」に改め、同部砂防課の項局長専決事項の欄1中「に基づき、」を「に基づく」に改め、同部下水道課の項局長専決事項の欄8中「の規定において」を「において」に改め、同欄中10を11とし、9の次に次のように加える。

10 水防法第13条の2第1項の規定に基づき、公共下水道等の排水施設等を指定すること。

別表第1 県土整備部の部港湾課の項知事決裁事項の欄8中「第44条の2第3項」を「同法第44条の2第4項」に改め、同項局長専決事項の欄中22を23とし、21の次に次のように加える。

22 水防法第13条の3の規定に基づき、海岸を指定すること。

別表第1 県土整備部の部港湾課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

24 水防法第16条第1項の規定に基づき、海岸を指定すること。

別表第1 県土整備部の部都市計画課の項知事決裁事項の欄4中「同条」を「同法」に、「決定する」を「決定し、又は変更する」に改め、同項局長専決事項の欄3中「第18条第1項（）」の右に「同法」を加え、「決定する」を「決定し、又は変更する」に改め、同欄19中「及び関係市町に協議するとともに、公安委員会の意見を聴く」を「、関係市町及び公安委員会に協議する」に改め、同部市街地整備課の項局長専決事項の欄16中「第5条第1項後段」を「第5条」に、「認可を」を「決定又は変更について」に、「申請する」を「協議する」に改め、同欄23中「買取り価額」を「買取価額」に改め、同欄中85から90までを削り、84を87とし、39から83までを42から86までとし、同欄38中「第126条」を「第126条第1項」に改め、同欄中38を41とし、37を39とし、39の次に次のように加える。

40 都市再開発法第125条の2第4項の規定に基づき、再開発会社の市街地再開発事業の施行の認可を取り消すこと。

別表第1 県土整備部の部市街地整備課の項局長専決事項の欄36を同欄38とし、同欄35中「第118条の6」を「第118条の6第1項」に改め、「基づき」の右に「、再開発会社」を加え、同欄中35を37とし、31から34までを33から36までとし、30の次に次のように加える。

31 都市再開発法第50条の2第1項の規定に基づき、再開発会社が行う市街地再開発事業の施行を認可すること。

32 都市再開発法第50条の15第1項の規定に基づき、再開発会社が行う市街地再開発事業の終了を認可する

こと。

別表第1 県土整備部の部建築指導課の項局長専決事項の欄6中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同欄11中「敷地面積に対する建築面積の割合」を「建蔽率」に改め、同欄17中「第8条第3項」の右に「(同条第7項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄25中「第8条第4項」を「第8条第6項」に改める。

別表第2 企画県民部の部防災企画課の項防災監専決事項の欄4中「第74条第1項」の右に「又は第74条の2第1項」を加え、「応急措置」を「災害応急対策」に改め、同欄中5を7とし、4の次に次のように加える。

5 災害対策基本法第74条の2第2項又は第74条の3第4項の規定に基づき、災害応急対策の実施について、市町長に応援を求めること。

6 災害対策基本法第74条の3第1項の規定に基づき、災害応急対策の実施について、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に応援することを求めるよう求めること。

別表第2 企画県民部の部災害対策課の項知事決裁事項の欄2から4までの規定中「緊急対処事態等対策本部」を「緊急対処事態対策本部」に改め、同項防災監専決事項の欄6中「第72条第1項」の右に「又は第2項」を加え、「又は」を「若しくは」に、「指示する」を「指示し、又は災害応急対策の実施若しくは応援を求める」に改め、同欄中41を43とし、26から40までを28から42までとし、同欄25中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改め、同欄中25を27とし、24を26とし、23を25とし、同欄22中「第73条第2項」の右に「国民保護法第79条第2項及び」を、「避難住民」の右に「又は緊急物資」を加え、同欄中22を24とし、8から21までを10から23までとし、7の次に次のように加える。

8 災害対策基本法第74条の4の規定に基づき、指定行政機関の長等に災害応急対策の応援を求め、又は実施を要請すること。

9 災害対策基本法第86条の14第2項又は第86条の18第2項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に被災者又は物資の運送を指示すること。

別表第2 企画県民部の部災害対策課の項局長専決事項の欄中22を23とし、6から21までを7から22までとし、同欄5中「第32条」を「第16条」に改め、同欄5を同欄6とし、同欄4中「第26条第1項」を「第9条第1項」に改め、同欄4を同欄5とし、同欄3中「第25条」を「第8条」に改め、同欄3を同欄4とし、同欄2中「第24条第1項」を「第7条第1項」に改め、同欄中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 災害対策基本法第86条の14第1項又は第86条の18第1項の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に被災者又は物資の運送を要請すること。

別表第2 企画県民部の部消防課の項局長専決事項の欄3中「第21条第2項」を「第18条第3項(同法第19条第6項、第19条の2第8項及び第21条第3項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄7中「第12条の2第1項」の右に「又は第2項」を加え、同部産業保安課の項局長専決事項の欄51中「第45条第2項」を「第169条第2項」に改め、「基づき、」の右に「立入り又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同欄88中「第28条第1項」の右に「又は第2項」を加える。

(地方機関処務規程の一部改正)

第2条 地方機関処務規程(昭和43年兵庫県訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄86中「109及び110」を「108、109及び112」に改め、同欄100から104までを次のように改める。

100から104まで 削除

別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄105中「第52条第1項」を「第52条」に改め、「医療法人」の右に「(主たる事務所が保健所を設置する市の区域に所在するもの、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設するもの及び他の都道府県において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設するものを除く。106、107、110及び111において同じ。)」の事業報告書等」を加え、「受理する」を「受理し、及び当該届出に係る書類を閲覧に供する」に改め、同欄中105の2及び108を削り、109を108とし、110を109とし、同欄111中「登記事項等」の右に「(定款又は寄附行為の変更に係るものを除く。)」を加え、同欄中111を110とし、112を111とし、111の次に次のように加える。

112 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15の2の規定に基づき、病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されていると認めること。

別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄113中「第28条第2項の」を「第27条第2項の」に改め、同欄205中「徴収する」を「徴収し、及び収入の状況について報告等を求める」に改め、同欄212の7中「合併」の右に「又は分割」を加え、同欄214の7中「第11条第2項」を「第9条第2項」に改め、同欄214の8中「第12条」を「第10条」に改め、同部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務

所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄73及び74中「第3条第1項第2号」を「第3条第1項第1号ロ」に改め、同欄134の4中「第55条の6第1項」を「第55条の7第1項」に改め、同欄中134の4を134の5とし、同欄134の3中「第55条の5」を「第55条の6」に、「の雇主」を「に係る雇主若しくは特定教育訓練施設の長」に改め、同欄中134の3を134の4とし、134の2の次に次のように加える。

134の3 生活保護法第55条の5の規定に基づき、進学準備給付金を支給すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄139の次に次のように加える。

139の2 生活保護法第77条の2第1項の規定に基づき、保護に要した費用を徴収すること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄15の8中「及び第21号」を削り、同欄30中「第8条第1項又は第2項」を「第17条第1項」に改め、同欄31中「第13条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項県民局長専決事項の欄110中「第18条第16項」を「第18条第17項」に改め、同表土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄19の次に次のように加える。

19の2 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）第10条第1項の規定に基づき、知事に対し特定所有者不明土地の土地権利等の取得について裁定を申請すること。

19の3 所有者不明土地法第19条第1項の規定に基づき、知事に対し土地等使用権の存続期間の延長について裁定を申請すること。

19の4 所有者不明土地法第27条第1項又は第37条第1項の規定に基づき、知事に対し特定所有者不明土地の収用又は使用について裁定を申請すること。

別表第1土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄39の6の次に次のように加える。

39の7 道路法第39条の9の規定に基づき、占用物件の維持管理の是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表第1土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄54の2中「第48条の17」を「第48条の20」に改め、同欄54の3中「第48条の20第1項」を「第48条の23第1項」に改め、同欄54の4中「第48条の20第3項」を「第48条の23第3項」に改め、同欄54の5中「第48条の22第1項」を「第48条の25第1項」に改め、同欄54の6中「第48条の24」を「第48条の27」に改め、同欄59の2中「第72条の2第1項」の右に「又は第2項」を、「に基づき、」の右に「許可等を受けた者若しくは」を加え、同欄323の2中「第13条第2項」の右に「又は第3項」を加え、同欄441の次に次のように加える。

441の2 建築基準法第9条の4の規定に基づき、保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがある建築物について必要な指導及び助言をすること。

別表第1土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄442及び444中「基づき、」及び「又は」の右に「著しく」を加え、同欄449の次に次のように加える。

449の2 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づき、建築物の敷地と道路の関係について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めること。

別表第1土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄450中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同欄477中「第86条の8第1項」の右に「又は第87条の2第1項」を加え、同欄478中「第86条の8第3項」の右に「(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄479中「第86条の8第4項」の右に「(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄480中「第86条の8第5項」の右に「(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄481中「第86条の8第6項」の右に「(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄481の次に次のように加える。

481の2 建築基準法第87条の3第3項又は第5項の規定に基づき、他の用途の建築物としての使用を許可すること。

481の3 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第8条の規定に基づき、建築基準法第87条の3第3項の規定に基づく被災者の居住の用に供する住宅としての使用の許可の期間を延長すること。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中決裁規程別表第1 県土整備部の部総務課の項局長専決事項の欄に次のように加える改正規定並びに第2条中地方機関処務規程別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄205の改正規定及び同表土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄19の次に次のように加える改正規定 平成31年6月1日
- (2) 第1条中決裁規程別表第1 健康福祉部の部健康増進課の項局長専決事項の欄7及び8の改正規定並びに同欄9を削る改正規定 平成31年7月1日
- (3) 第2条中地方機関処務規程別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄441の次に次のように加える改正規定、同欄477から481までの改正規定及び同欄481の次に次のように加える改正規定 建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日



兵庫県訓令第3号

本 庁
地 方 機 関

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令

(職員服務規程の一部改正)

第1条 職員服務規程(昭和36年兵庫県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「局長(」の右に「新庁舎整備室長、」を加え、「広報戦略室長」を「広報戦略課長」に改める。

(出納局決裁規程の一部改正)

第2条 出納局決裁規程(昭和42年兵庫県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「局(」の右に「新庁舎整備室、」を加える。

(情報管理規程の一部改正)

第3条 情報管理規程(昭和51年兵庫県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「各局長(」の右に「新庁舎整備室長、」を加える。

(附属機関の幹事の指定に関する規程の一部改正)

第4条 附属機関の幹事の指定に関する規程(平成12年兵庫県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

本則の表環境審議会の項中「県立健康生活科学研究所長」を「県立健康科学研究所長」に改める。

(副知事の担当事務に関する規程の一部改正)

第5条 副知事の担当事務に関する規程(平成13年兵庫県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

区分	担当事務
1 金澤副知事及び荒木副知事が共管する事務	(1) 次に掲げる組織に係る事務 企画県民部 政策調整局 企画財政局 財政課 新行政課 市町振興課 管理局 人事課

	<p>知事室 広報戦略課 広報課（総括は、金澤副知事） 新庁舎整備室（総括は、荒木副知事） 防災企画局（総括は、金澤副知事） 災害対策局（総括は、金澤副知事）</p>
2 金澤副知事が担任する事務	<p>(1) 次に掲げる組織に係る事務 企画県民部 ビジョン局 地域創生局 科学情報局 女性青少年局 県民生活局 健康福祉部 農政環境部</p> <p>(2) 次に掲げる県民局及び県民センターに係る事務 東播磨県民局 北播磨県民局 中播磨県民センター 西播磨 県民局 淡路県民局</p> <p>(3) 次に掲げる執行機関等との調整に係る事務 病院局 公安委員会 海区漁業調整委員会 内水面漁場管理 委員会</p>
3 荒木副知事が担任する事務	<p>(1) 次に掲げる組織に係る事務 企画県民部 企画財政局 総務課 税務課 管理局 職員課 管財課 文書課 私学教育課 大学課 専門職大学準備室 産業労働部 県土整備部 出納局</p> <p>(2) 次に掲げる県民局及び県民センターに係る事務 神戸県民センター 阪神南県民センター 阪神北県民局 但 馬県民局 丹波県民局</p> <p>(3) 次に掲げる執行機関等との調整に係る事務 企業庁 選挙管理委員会 監査委員 人事委員会 労働委員 会 収用委員会 教育委員会</p>

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。